

【報道発表資料】

令和8年4月10日

美里町総務課長

職員の懲戒処分について

本町職員の不適切な事務処理（支払事務の長期放置及び公文書の不適正な取扱い）につきまして、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

町民の皆様並びに関係者の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 処分年月日

令和8年4月10日

2. 被処分者

所属：建設課 管理係

職名：主事

年齢：23歳

3. 処分の内容

減給10分の1（2か月）

4. 事案の概要

被処分者は、令和7年度集落等が実施する町道等の草刈り作業に伴う燃料費の支払事務において、複数月にわたり取引先からの請求に対する手続を怠り、長期間放置した。

令和8年3月31日、取引先事業所から町に対し、燃料代の未払い及び未収利息が発生している旨の連絡があり、本事案が発覚した。

調査の結果、同事業所に対する令和7年5月、8月、9月、11月分の請求（合計133,043円）が未払いであり、うち5月請求分については支払遅延による未収利息（998円）が発生していることが判明した。

さらに、被処分者の机周辺を調査したところ、本人が「紛失した」と説明していた同事業所の当初請求書及び再発行された請求書が発見されたほか、別の取引先の未払い請求書1件（51,000円）も新たに発見されたものである。

5. 処分の理由

これらの非違行為は、法令及び職務上の義務に著しく違反し職務を怠ったものであるとともに、公文書（請求書）の不適正な取扱いに該当する。よって、地方公務員法及び美里町懲戒処分の指針に基づき、懲戒処分とする。

6. 管理監督者の処分（令和8年4月10日付）

管理監督責任として、以下の2名に対し「訓告」の措置を行った。

- ・ 建設課長
- ・ 建設課 管理係長

7. 今後の対応（再発防止策）

全職員に対する法令遵守の意識啓発及び適正な事務執行の徹底に加え、公文書の適切な管理と、組織全体での進行管理・チェック体制の強化を図るなど、再発防止に努めるものとしします。

【町長コメント】

このたび、本町職員による不適切な事務処理が発覚し、正当な取引先である関係事業者の皆さまをはじめ、町民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、町政への信頼を損ないましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

公金を扱う行政機関として今回の事態を極めて重く受け止め、今後はこれまでの指導・研修のあり方を根本から見直すとともに、組織全体での確実な進行管理やチェック体制を強化し、抜本的な再発防止に全力を挙げてまいります。

改めまして、このような事態を招きましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

美里町長 上田 泰弘